

随意契約締結状況

対象期間1・2月

物品等又は役務 の名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の指名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
X線透視撮影装置の保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和7年1月1日	島津メディカルシステムズ 株式会社 中四国支店島根営業所 島根県出雲市斐川町直江 2698	6,336,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」の規定による。機器メーカーでありかつ、機器納入業者であり同社でなければ保守契約ができない	
エンサイトシステムの保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和7年2月1日	株式会社カワニシ 松江市乃白町527-6	3,685,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」の規定による。メーカーの代理店であつ、機器納入業者であり同社でなければ保守契約ができない	